



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

|     |   |                    |   |
|-----|---|--------------------|---|
| 867 | 有害図書等の指定                                  | (青少年・男女共同参画課)..... | 1 |
| 868 | 身体障害者福祉法による医師の指定                          | (障害福祉課).....       | 2 |
| 869 | 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要              | (商工振興課).....       | 3 |
| 870 | 保安林の指定施業要件変更予定                            | (森林整備課).....       | 3 |
| 871 | 〃   | ( 〃 ).....         | 4 |
| 872 | 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明             | ( 〃 ).....         | 4 |
| 873 | 〃   | ( 〃 ).....         | 4 |
| 874 | 建設業の許可の取消し                                | (技術調査課).....       | 5 |
| 875 | 道路の供用開始                                   | (道路保全課).....       | 5 |
| 876 | 自転車歩行者専用道路の指定                             | ( 〃 ).....         | 5 |
| 877 | 道路の供用開始                                   | ( 〃 ).....         | 6 |
| 878 | 和歌山県河川監視カメラシステム改良業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 | (河川課).....         | 6 |

### ○ 選挙管理委員会告示

|    |  |       |   |
|----|--|-------|---|
| 54 | 政治団体の届出事項の異動の届出                              | ..... | 8 |
| 55 | 政治団体の設立の届出                                   | ..... | 9 |
| 56 | 平成29年和歌山県選挙管理委員会告示第57号（政治団体の届出事項の異動の届出）の一部訂正 | ..... | 9 |

### ○ 公告

|  |                            |              |    |
|--|----------------------------|--------------|----|
|  | 和歌山県国際交流センターにおける指定管理者の募集   | (国際課).....   | 10 |
|  | 和歌山交通公園における指定管理者の募集        | (県民生活課)..... | 12 |
|  | 和歌山県植物公園緑花センターにおける指定管理者の募集 | (森林整備課)..... | 15 |
|  | 根来山げんきの森における指定管理者の募集       | ( 〃 ).....   | 18 |
|  | 入札公告                       | (河川課).....   | 20 |

## 告 示

### 和歌山県告示第867号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成30年7月24日指定した。

平成30年8月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 種 別  | 図 書 等 名       | コード番号    | 発 行 所 名 |
|------|---------------|----------|---------|
| コミック | 麗人 7月号        | 09613-7  | 竹書房     |
| コミック | ほんとうに怖い童話 9月号 | 08103-9  | ぶんか社    |
| コミック | マガジンビーボーイ 8月号 | 18355-08 | リブレ     |

|      |                                  |                |           |
|------|----------------------------------|----------------|-----------|
| コミック | ディアプラス 8月号                       | 16567-08       | 新書館       |
| コミック | プチロゼ Vol.33                      | 18328-08       | 秋水社       |
| コミック | ミニシュガー 9月号                       | 18425-09       | 秋水社       |
| コミック | まんが最凶悪の実話ドキュメント 驚愕!日本の裏大全        | 53455-40       | コアマガジン    |
| コミック | まんが理不尽すぎる現実 異常な国ニッポン もうウンザリ!     | 53455-37       | コアマガジン    |
| 雑誌   | 臨時増刊ラヴァーズ Vol.2                  | 68519-98       | ミリオン出版    |
| 雑誌   | 臨増ナックルズDX Vol.12                 | 68520-09       | ミリオン出版    |
| 雑誌   | 特ダネTABOO!15 芸能人蛇淫尽くし 濡れた秘芯爛熟 開花号 | 978-4892123030 | インテルフィン   |
| コミック | 実話ナックルズ9月1日増刊 世界一学んではいけない 超裏社会入門 | 04878-9        | ミリオン出版    |
| 雑誌   | 実話ナックルズ 8月号                      | 04877-8        | ミリオン出版    |
| 雑誌   | 実話ナックルズGOLD Vol.3                | 68520-07       | ミリオン出版    |
| 雑誌   | 週刊実話ザ・タブー 8月11日号                 | 20327-8/11     | 日本ジャーナル出版 |

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第868号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成30年8月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定医師名 | 診療科目          | 医療機関名      | 医療機関の所在地         | 指 定<br>年月日    | 診断する身体障害の種類 |        |        |                  |                  |        |        |        |        |                            |        |        |        |  |
|-------|---------------|------------|------------------|---------------|-------------|--------|--------|------------------|------------------|--------|--------|--------|--------|----------------------------|--------|--------|--------|--|
|       |               |            |                  |               | 視<br>覚      | 聴<br>覚 | 平<br>衡 | 音<br>声<br>言<br>語 | そ<br>し<br>ゃ<br>く | 肢<br>体 | 心<br>臓 | 腎<br>臓 | 呼<br>吸 | 又<br>は<br>う<br>ち<br>の<br>腸 | 小<br>腸 | 免<br>疫 | 肝<br>臓 |  |
| 澁川貴規  | 心臓血管外科        | 紀南病院       | 田辺市新庄町46番地の70    | 平成<br>30.7.11 |             |        |        |                  |                  |        | ○      |        |        |                            |        |        |        |  |
| 橋本整司  | 腎臓内科・血液浄化センター | 紀南病院       | 田辺市新庄町46番地の70    | 平成<br>30.7.11 |             |        |        |                  |                  |        |        | ○      |        |                            |        |        |        |  |
| 舟津稔博  | 整形外科          | 新宮市立医療センター | 新宮市蜂伏18-7        | 平成<br>30.7.11 |             |        |        |                  |                  | ○      |        |        |        |                            |        |        |        |  |
| 鶴田直敏  | 内科            | 新宮市立医療センター | 新宮市蜂伏18-7        | 平成<br>30.7.11 |             |        |        |                  |                  |        |        |        | ○      |                            |        |        |        |  |
| 竹村司   | 小児科           | くしもと町立病院   | 東牟婁郡串本町サンゴ台691-7 | 平成<br>30.7.11 |             |        |        |                  |                  |        |        | ○      |        |                            |        |        |        |  |

|      |                     |                |                      |               |   |   |   |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|------|---------------------|----------------|----------------------|---------------|---|---|---|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 藤田周子 | 眼科                  | 国保野上厚生<br>総合病院 | 海草郡紀<br>美野町小<br>畑198 | 平成<br>30.7.11 | ○ |   |   |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 湯浅純  | 耳鼻咽喉<br>科、頭頸<br>部外科 | 公立那賀病院         | 紀の川市<br>打田1282<br>番地 | 平成<br>30.7.11 |   | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

**和歌山県告示第869号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年8月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ケーズデンキ和歌山店  
 和歌山県和歌山市手平一丁目5番7号
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
 平成30年和歌山県告示第317号
- 3 意見の概要  
 なし
- 4 意見の縦覧場所  
 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
 和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
 縦覧期間 平成30年8月3日から同年9月3日まで  
 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第870号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年8月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第871号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年8月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第872号

平成30年和歌山県告示第766号（以下「告示第766号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年8月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方  
中山とみゑ
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第766号のとおり

和歌山県告示第873号

平成30年和歌山県告示第767号（以下「告示第767号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年8月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方  
榎本三郎  
榎本節子  
榎本多喜  
久保門藏  
栗栖佐市郎  
細尾幸平

細尾昇平  
松前宗男  
松前仙次  
深見訓史  
赤木淳  
赤木正志  
千品喜嗣  
太田きく  
田中多喜代  
筒井幹枝

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第767号のとおり

**和歌山県告示第874号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、次の者について建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成30年8月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 取消年月日 平成30年7月19日

2 取消処分を受けた者

(1) 商号 株式会社中浦建設

(2) 代表者氏名 中浦英二

(3) 主たる営業所の所在地 和歌山市冬野565番地2

(4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般-28）第10113号

3 取消しの原因となった事実

代表取締役は、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に違反し、及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）の規定に該当したことにより、和歌山地方裁判所から懲役1年4月執行猶予3年の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。

**和歌山県告示第875号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年8月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町鎌滝字恩徳412番4地先から同町鎌滝字恩徳443番1地先まで

供用開始の期日 平成30年8月3日

**和歌山県告示第876号**

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、自転車歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年8月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀の川自転車道線
- 3 指定する道路の部分

| 区 間                             | 敷 地 の<br>幅 員<br>メートル | 延 長<br>メートル | 備 考 |
|---------------------------------|----------------------|-------------|-----|
| 橋本市賢堂1126番地先から同市向副字河原田137番1地先まで | 5.00<br>）<br>8.35    | 788.31      |     |

- 4 指定する期日 平成30年8月3日

#### 和歌山県告示第877号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年8月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 紀の川自転車道線

供用開始の区間 橋本市向副字下河原1番13地先から同市向副字河原田131番19地先まで

供用開始の期日 平成30年8月3日

#### 和歌山県告示第878号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県河川監視カメラシステム改良業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成30年8月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

- (1) 業務の名称

和歌山県河川監視カメラシステム改良業務

- (2) 契約期間

契約締結日から平成31年3月29日まで

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受け

た者とする。

- (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。
- (2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについても（1）に掲げる条件を満たす者であること。
- (3) 過去10年間に於いて和歌山県河川監視カメラシステム改良業務と種類をほぼ同じくする契約を地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と締結し、かつ、これを誠実に履行した者であること。
- (4) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからサまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては、登記事項証明書

キ 個人にあっては、住民票

ク 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が発行した、県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

ケ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

シ 2の（3）に掲げる要件を満たしていることを証する契約書等（業務名、業務期間、発注者及び受託者を確認できる部分並びに業務内容を確認できる書面）の写し

ス 作業実施計画書

セ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

- (2) （1）に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

- (3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」に記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからコまでの書類の提出に代えることができる。

- (4) （1）のアからオまで及びスに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成30年8月3日（金）から同月27日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (5) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、平成30年8月16日（木）午前9時から同月20日（月）午後5時30分までの間に和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成30年8月16日（木）から同月27日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は、必ず簡易書留とすること。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館8階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3130

ファクシミリ番号 073-433-2147

電子メールアドレス e0804001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格審査結果通知書により平成30年9月5日（水）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成30年9月20日（木）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、平成30年9月26日（水）までに書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年8月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

| 政治団体の名称          | 代表者の氏名 | 異動事項  | 新     | 旧    | 異 動<br>年月日    |
|------------------|--------|-------|-------|------|---------------|
| 自由民主党和歌山県自動車整備支部 | 磯部宏    | 代表者   | 磯部宏   | 嶋崎房男 | 平成<br>30.5.29 |
| 自由民主党和歌山県柔道整復師支部 | 岸田昌章   | 代表者   | 岸田昌章  | 原正和  | 平成<br>30.6.3  |
|                  |        | 会計責任者 | 尾藤何時夢 | 山根寿文 | 平成<br>30.6.3  |

その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異 動<br>年月日 |
|---------|--------|------|---|---|------------|
|         |        |      |   |   |            |

|               |      |            |                       |                        |               |
|---------------|------|------------|-----------------------|------------------------|---------------|
| 海南医師連盟        | 藤木嘉明 | 主たる事務所の所在地 | 海南市名高539-12 藤木<br>医院内 | 海南市名高76-16 金川<br>眼科内   | 平成<br>30.5.13 |
|               |      | 代表者        | 藤木嘉明                  | 金川龍一                   | 平成<br>30.5.13 |
|               |      | 会計責任者      | 山西徹治                  | 藤木嘉明                   | 平成<br>30.5.13 |
| 和歌山県自動車整備政治連盟 | 磯部宏  | 代表者        | 磯部宏                   | 嶋崎房男                   | 平成<br>30.5.29 |
| 和歌山県柔道整復師連盟   | 岸田昌章 | 代表者        | 岸田昌章                  | 原正和                    | 平成<br>30.6.3  |
|               |      | 会計責任者      | 尾藤何時夢                 | 山根寿文                   | 平成<br>30.6.3  |
| 仁坂吉伸那智勝浦後援会   | 堀順一郎 | 主たる事務所の所在地 | 東牟婁郡那智勝浦町大字<br>浦神27-1 | 東牟婁郡那智勝浦町大字<br>市屋717-3 | 平成<br>30.6.10 |
|               |      | 代表者        | 堀順一郎                  | 引地稔治                   | 平成<br>30.6.10 |
|               |      | 会計責任者      | 下崎弘通                  | 東信介                    | 平成<br>30.6.10 |
| 和歌山県農政連盟      | 次本圭吾 | 代表者        | 次本圭吾                  | 中家徹                    | 平成<br>30.6.29 |
| 山田としお和歌山県後援会  | 次本圭吾 | 代表者        | 次本圭吾                  | 中家徹                    | 平成<br>30.6.29 |
| 新堀行雄後援会       | 橋本靖  | 代表者        | 橋本靖                   | 田中幹二                   | 平成<br>30.7.1  |

## 和歌山県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年8月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称           | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地          | 届出年月日         |
|-------------------|--------|----------|---------------------|---------------|
| 南出昌彦後援会           | 柳谷伊久雄  | 南出浩司     | 橋本市岸上190-2          | 平成<br>30.6.11 |
| 日本栄養士連盟<br>和歌山県支部 | 吉村幸代   | 谷口千恵     | 和歌山市手平二丁目1-2        | 平成<br>30.7.9  |
| 「元気」な和歌山市をつくる会    | 田辺善彦   | 岩橋延直     | 和歌山市五番丁21番地 五番丁ビル2F | 平成<br>30.7.10 |

## 和歌山県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、自由民主党有田郡支部連絡協議会から訂正の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、平成29年和歌山県選挙管理委員会告示第57号（政治団体の届出事項の異動の届出）の一部を次のと

おり訂正する。

平成30年8月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

表中

「若林康伸」を「若林康信」に訂正する。

## 公 告

### 公 告

県が設置する和歌山県国際交流センターにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成30年8月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 名称 和歌山県国際交流センター
- (2) 所在地 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
- (3) 施設内容 資料閲覧室 175.49㎡  
交流ラウンジ 66.72㎡  
事務室 69.70㎡  
応接相談室 23.38㎡  
サークル室 69.04㎡  
機材庫 22.28㎡  
倉庫 21.72㎡

#### 2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他和歌山県国際交流センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

#### 3 指定の予定期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

#### 4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県国際交流センター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第63号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6（2）に定める説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が説明会に参加していること。

#### 5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、（1）については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したものの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
  - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
  - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
  - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
  - ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
  - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
  - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

## 6 募集要項及び説明会に関する事項

## (1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 平成30年8月3日（金）から同月17日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 配布場所 和歌山県企画部企画政策局国際課  
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館4階

## (2) 説明会

- ア 日時 平成30年8月20日（月）午前10時
- イ 場所 和歌山県庁北別館 5-A会議室  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- ウ 内容 募集要項の説明

## (3) 説明会の参加手続

説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

- ア 参加申込書の配布  
（ア）配布期間 （1）アに同じ。  
（イ）配布場所 （1）イに同じ。
- イ 参加申込書の提出方法  
（ア）提出期間 （1）アに同じ。  
（イ）提出場所 （1）イに同じ。  
（ウ）提出方法 持参又はファクシミリ

## (4) 申請に係る質問等

- ア 期間 平成30年8月21日（火）から同年9月4日（火）まで
- イ 回答日 平成30年9月6日（木）
- ウ 注意事項  
（ア）口頭による質問には回答を行わない。  
（イ）質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

## (5) 申請受付期間等

- ア 期間 平成30年9月7日（金）から同月21日（金）まで
- イ 選定結果の通知及び公表 平成30年11月上旬

## (6) 指定管理者としての指定

平成31年1月上旬

## 7 問合せ先

和歌山県企画部企画政策局国際課  
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
電話番号 073-441-2055  
ファクシミリ番号 073-433-1192

## 公 告

県が設置する和歌山交通公園における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成30年8月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 名称 和歌山交通公園

- (2) 所在地 和歌山市西18番地の1
- (3) 規模等
- ア 敷地面積 約18,183㎡
- イ 主要施設 管理棟、交通教室、交通遊園広場、休憩広場、ちびっ子広場、トイレ、駐車場等
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他和歌山交通公園指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務
- 3 指定の予定期間
- 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
- 4 申請資格
- 申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。
- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。
- なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。
- 5 失格事項
- 次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。
- なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。
- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
- ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者

- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
- ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
- イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
- ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
- ア 配布期間  
平成30年8月3日（金）から同月22日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分まで
- イ 配布場所  
和歌山県環境生活部県民局県民生活課  
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階
- (2) 現地説明会
- ア 日時 平成30年8月24日（金）午後1時30分
- イ 場所 和歌山交通公園管理事務所2階（和歌山市西18番地の1）
- ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学
- (3) 現地説明会の参加手続  
現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。
- ア 参加申込書の配布
- (ア) 配付期間 (1) アに同じ。
- (イ) 配付場所 (1) イに同じ。
- イ 参加申込書の提出方法
- (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
- (イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 平成30年8月24日（金）から同年9月3日（月）まで

イ 回答日 平成30年9月10日（月）

ウ 注意事項

(ア) 口頭による質問には回答を行わない。

(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 平成30年9月11日（火）から同月26日（水）まで

イ 選定結果の通知及び公表 平成30年10月下旬

(6) 指定管理者としての指定

平成31年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県環境生活部県民局県民生活課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2350

ファクシミリ番号 073-433-1771

## 公 告

県が設置する和歌山県植物公園緑花センターにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成30年8月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 名称 和歌山県植物公園緑花センター（以下「緑花センター」という。）

(2) 所在地 岩出市東坂本672

(3) 規模等

ア 敷地面積 11.17ha

イ 施設規模 本館RC2階 562.23㎡（その他和歌山県植物公園緑花センター指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）に掲げる施設）

上記のほか、昭和の森（紀の川市地内、面積1.21ha）の管理を含む。

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他和歌山県植物公園緑花センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

(1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例（昭和54年和歌山県条例第9号）第1条に規定する緑花センターの設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。

- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。  
なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

#### 5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体(以下「公共機関」という。)の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等(団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者(個人である者に限る。)をいう。)又は従たる事務所等(当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。)の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
  - ア 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められる者
  - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等を利用するなどしている者
  - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(平成20年制定。以下「停止要領」という。)の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札(指定管理者の指定を含む。)に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの

- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
  - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
  - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
- ア 配布期間 平成30年8月3日（金）から同月24日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
  - イ 配布場所 和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課  
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁東別館3階  
募集要項及び仕様書は和歌山県ホームページからも入手可能
- (2) 現地説明会
- ア 日時 平成30年8月27日（月）午前10時
  - イ 場所 和歌山県植物公園緑花センター研修室
  - ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学
- (3) 現地説明会の参加手続
- 現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。
- ア 参加申込書の配布
    - (ア) 配布期間 (1) アに同じ。
    - (イ) 配布場所 (1) イに同じ。
  - イ 参加申込書の提出方法
    - (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
    - (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
    - (ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ
- (4) 申請に係る質問等
- ア 期間 平成30年8月28日（火）から同年9月5日（水）までの間（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
  - イ 回答日 平成30年9月12日（水）
  - ウ 注意事項
    - (ア) 口頭による質問には回答を行わない。
    - (イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。
- (5) 申請受付期間等
- ア 期間 平成30年9月13日（木）から同年10月5日（金）までの間（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
  - イ 選定結果の通知及び公表 平成30年11月上旬
- (6) 指定管理者としての指定
- 平成31年1月上旬

## 7 問合せ先

和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁東別館3階

電話番号 073-441-2982

ファクシミリ番号 073-432-5850

メールアドレス e0707001@pref.wakayama.lg.jp

## 公 告

県が設置する根来山げんきの森における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成30年8月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 名称 根来山げんきの森
- (2) 所在地 岩出市根来地内
- (3) 規模等
  - ア 敷地面積 194ha
  - イ 施設規模 荒天避難施設 木造平屋 97㎡（その他根来山げんきの森指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）に掲げる施設）

## 2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他根来山げんきの森指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

## 3 指定の予定期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

## 4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、根来山げんきの森設置及び管理条例（平成14年和歌山県条例第24号）第1条に規定する根来山げんきの森の設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

## 5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
- ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
- ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
- イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
- ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
- ア 配布期間 平成30年8月3日（金）から同月24日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配布場所 和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課  
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁東別館3階  
募集要項及び仕様書は和歌山県ホームページからも入手可能

(2) 現地説明会

ア 日時 平成30年8月27日（月）午後2時

イ 場所 和歌山県植物公園緑花センター研修室  
岩出市東坂本672

概略説明終了後、根来山げんきの森（岩出市根来地内）に移動して、現地説明を行う。

ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

（ア）配布期間 （1）アに同じ。

（イ）配布場所 （1）イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

（ア）提出期間 （1）アに同じ。

（イ）提出場所 （1）イに同じ。

（ウ）提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 平成30年8月28日（火）から同年9月5日（水）までの間（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 回答日 平成30年9月12日（水）

ウ 注意事項

（ア）口頭による質問には回答を行わない。

（イ）質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 平成30年9月13日（木）から同年10月5日（金）までの間（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 選定結果の通知及び公表 平成30年11月上旬

(6) 指定管理者としての指定

平成31年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁東別館3階

電話番号 073-441-2982

ファクシミリ番号 073-432-5850

メールアドレス e0707001@pref.wakayama.lg.jp

入札公告

和歌山県河川監視カメラシステム改良業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成30年8月3日

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度

平成30年度

## (2) 業務の名称

和歌山県河川監視カメラシステム改良業務

## (3) 業務の内容

和歌山県河川監視カメラシステム改良業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## (4) 契約期間

契約締結日から平成31年3月29日まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成30年和歌山県告示第878号に規定する和歌山県河川監視カメラシステム改良業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館8階

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

## (2) 期間

平成30年8月3日（金）から同月27日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分まで

## 4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

## (1) 場所

3の（1）に同じ。

## (2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書に対して質問がある者は、平成30年8月16日（木）午前9時から同月20日（月）午後5時30分までの間に和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

## 5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階 防災対策室D

## イ 入札日時

平成30年9月12日（水）午前11時

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書

の写しを同封の上、書留郵便で平成30年9月12日（水）午前9時30分までに和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に必着するように行わなければならない。

#### 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3130 (直通)

ファクシミリ番号 073-433-2147

電子メールアドレス e0804001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Improvement of the Wakayama Prefectural River Surveillance Camera System

(2) Date and time for tender :

11:00 a.m. 12 September 2018 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 12 September 2018)

(3) Contact point for the notice :

River Division, River and Sewerage Bureau, Prefectural Land Development Department,  
Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-3130

FAX 073-433-2147

e-mail e0804001@pref.wakayama.lg.jp